

「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の方向（案）

男女共同参画のための第4次品川区行動計画

基本理念

区民一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、能力と個性を發揮できる男女共同参画社会の実現

「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」

品川区の現状から

- 人口は増加傾向、平成 29 年の人口は約 38 万人、平成 39 年以降は人口減少予測。
- 高齢化率は上昇傾向。
- 合計特殊出生率は平成 18 年以降平成 26 年まで 1.0～1.1 前後で推移。平成 27 年には 1.24 に増加。
- 世帯数は増加傾向。平成 26 年には 20 万世帯を超えた。1 世帯あたりの人員は、平成 14 年以降減少傾向であるが、概ね 1.8 人前後で推移。
- 女性の労働力率は年齢階級別にみると、25 歳～29 歳で高くなっている。40～44 歳が谷となる、M 字曲線を描く。
- 品川区に居住している人の従業地は、男女ともに「東京 23 区(品川区以外)」が 50% 弱。
- 品川区内の事業所数は 21,609 事業所。産業大分類別にみると、「卸売業・小売業(22.6%)」が最も多く、「宿泊業、飲食サービス業(15.1%)」が続く。(経済センサス 平成 26 年 7 月 1 日)。
- 品川区の事業所で働く従業員は 412,700 人。産業大分類別にみると、「卸売業・小売業(21.1%)」が最も多く、「情報通信業(18.1%)」が続く。

アンケート調査から（区民）

- 【共働きの状況】
 - 「共働き家庭」が 53.9%。
- 【性別役割分担への賛否】
 - 女性は 64.8%、男性は 61.9%が「そう思わない」と回答している。
- 【男性が家事・子育て・介護等に積極的に参加するために必要なこと】
 - 「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が 7 割程度で最も多い。
- 【ワーク・ライフ・バランスのために必要なこと】
 - 「保育・介護サービスが向上すること」が 5 割程度で最も多い。
- 【地域活動への参加状況】
 - 参加している活動は「町会・自治会の活動」が 1 割程度。取り組んでいる活動がない人は 7 割程度。
- 【性の多様性を認め合う社会を作るための取組みの必要性】
 - 女性の 67.0%、男性の 56.8%は必要だと思っている。
- 【DV・デートDVの経験】
 - 女性の 9.4%、男性の 3.9%は自分が直接経験したことがある。
- 【DV・デートDVの相談先】
 - 「友人・知人」が 3 割台で最も多い。相談していない人は、女性は 31.1%、男性は 50.0%。
- 【品川区男女共同参画センターの認知度】
 - 知っている人は、女性は 17.8%、男性は 17.9%。

アンケート調査から（事業所）

- 【雇用形態別従業員数】
 - 正規従業員は、女性が 26.5%。
 - 正規以外の従業員は、女性が 48.3%。
- 【女性管理職の割合】
 - 役員は 8.5%、部長相当職は 3.1%、課長相当職は 6.6%、係長相当職は 7.4%。
- 【女性の能力を活用する上での課題】
 - 「家事・育児・介護などを行っている女性が多いことを考慮する必要がある」が 3 割台で最も多い。
- 【ハラスメントに対する取組み状況】
 - 4 割程度が取組みを実施している。7.6%が取組みはすすんでいない。
- 【多様な働き方を推進するための課題】
 - 「育児休業、介護休業などによる代替要員の確保が難しい」が 4 割半ばで最も多い。
- 【ワーク・ライフ・バランスの取組み状況】
 - 7 割程度に取り組んでいるが、そのうち 39.8%が「取り組んではいるが不十分」と回答している。
- 【女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況】
 - 22.5%が策定しているが、34.2%が策定する予定はなく、26.5%が未定。
- 【性的マイノリティへの配慮】
 - 66.3%が特に取り組んでいない。取り組んでいるものは「相談窓口の設定」が 1 割程度で最も多い。
- 【品川区が特に力を入れていくべき男女平等参画施策】
 - 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を進めるための取組みが 3 割程度で最も多い。

ヒアリング調査から

- ＜特定非営利活動法人 ReBit＞
(内容:セクシュアル・マイノリティ支援について)
- 【正しい情報の不足】
 - 性的マイノリティの人が正しい情報を得られない、アクセスできない。
- 【まわりの人の理解不足】
 - 学校の先生や保護者は性的マイノリティについて、学ぶ機会が少なく、誤解があることもある。
- 【居場所が選べない】
 - 小中学校では、周りとう違うことで仲間はずれにされやすく、自分には居場所がなくなってしまうと思うこともある。
- 【行政内部の環境づくりが不十分】
 - 相談しやすい環境をつくるために、相談窓口立つ職員をはじめ、教職員、相談員などへ研修が必要。
- ＜特定非営利活動法人 BOND プロジェクト＞
(内容:若年層女性に対する暴力等被害者支援について)
- 【情報の不足】
 - 生きづらさを抱えている女の子たちの相談しなかった理由として、情報を知らなかったということがある。
- 【居場所がない】
 - 児童相談所につないでも、すぐ戻ってくるだけでなく、家庭で虐待などが繰り返され、ますます居場所がなくなる。
- 【行政との連携が不十分】
 - 継続支援が大事であるが、行政につないでも、その後、情報が共有されないため、団体は行政に協力ができない。

国の動き

- ＜男女共同参画基本計画に関する動き＞
 - ◆「第4次男女共同参画基本計画」(平成 27 年 12 月 25 日決定)を策定
 - 【改めて強調する視点】
 - 女性の活躍推進のための男性の働き方・暮らし方の見直し、男性中心型労働慣行等の変革
 - あらゆる分野における女性の参画拡大のため、女性活躍推進法の着実な施行とともに具体的な実効性のあるポジティブ・アクションを進める
 - 生活上の困難に置かれている女性の実情に応じたきめ細やかな支援による環境整備
 - 防災・復興における女性の参画とリーダーシップを重要視
 - 女性に対する暴力の多様化に対応しつつ、根絶への取組の強化
 - 国際的な規範・基準の尊重と国際的評価の向上
 - 地域の実情を踏まえた主体的な展開へ向けて、地域における推進体制を強化
- ＜女性の活躍推進に関する動き＞
 - ◆輝く女性応援会議の設置(平成 26 年 3 月 28 日)
 - ◆すべての女性が輝く社会づくり本部の設置(平成 26 年 10 月 3 日)
 - ◆女性活躍加速のための重点方針 2015 の策定(平成 27 年 6 月 26 日)
 - ◆女性活躍推進法の策定(平成 28 年 4 月 1 日施行、一部平成 27 年 8 月 28 日施行、10 年間の時限立法)

- ＜働き方改革に関する動き＞
 - ◆「ニッポン一億総活躍プラン」の策定(平成 28 年 6 月 2 日)
 - 「働き方改革」、「子育ての環境整備」、「介護の環境整備」、「希望出生率 1.8」に向けたその他の取組(女性活躍含む)等
 - ◆「働き方改革実現会議」の設置(平成 28 年 9 月)
 - ◆「働き方改革実行計画」の策定(平成 29 年 3 月)
 - 「非正規雇用の処遇改善」、「長時間労働の是正」、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」、「女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備」9つの分野について、方向性を示す
- ＜その他の法整備＞
 - ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正(平成 26 年 1 月 3 日施行)
 - ◆私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ被害防止法)の施行(平成 26 年 11 月 27 日施行)
 - ◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行
 - ◆男女雇用機会均等法の改正(平成 29 年 1 月 1 日施行)
 - ◆育児・介護休業法の改正(平成 29 年 1 月 1 日施行)
 - ◆ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正(平成 29 年 1 月 3 日施行)
 - ◆刑法改正(平成 29 年 7 月 13 日施行)
 - ◆育児・介護休業法の改正(平成 29 年 10 月 1 日施行)

東京都・近隣自治体の動き

- ＜東京都の動き＞
 - ◆「東京都女性活躍推進白書」を策定(平成 28 年 2 月)
 - ◆「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定(平成 29 年 3 月)
 - 【重点課題】
 - 働く場における女性に対する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進
 - 働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現
 - 地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大
 - 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組
- ＜近隣自治体の動き＞
 - 【行動計画】
 - 都内の自治体では、男女共同参画計画に女性活躍推進計画やDV防止計画を包含する計画として位置づけているものもある。
 - 【多様な性に関する取組み】
 - 渋谷区:平成 27 年 11 月 5 日から「パートナーシップ証明書」を交付開始。
 - 世田谷区:平成 27 年 11 月 5 日から「パートナーシップ宣誓書」の交付開始。
 - 港区:平成 29 年 12 月 8 日に「同性カップル パートナーシップ制度創設の請願」が採択された。
 - 【男性相談】
 - 足立区:男性電話DV相談の実施
 - 新宿区:男性相談員による相談の実施

品川区の上位計画

- ◆品川区長期基本計画【改訂版】(平成 26～30 年度)
 - 【3つの理念】
 - 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
 - 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
 - 区民と区との協働で「私たちのまち」品川区をつくる
 - 【将来あるべき都市像】輝く笑顔 住み続けたいまち【5つの都市像】
 - だれもが輝くにぎわい都市
 - 未来を創る子育て・教育都市
 - みんなで築く健康・福祉都市
 - 次代につなぐ環境都市
 - 暮らしを守る安全・安心都市
- ◆品川区総合戦略 (平成 27～31 年度)
 - 【基本視点】
 - 子どもを生み育てやすく、住み続けたい環境を整備し、安定的な人口構造を確保する
 - 将来に向けて持続的に発展するため、区民や多様な人びとが活動・交流できる地域社会としての魅力を高める
 - 【基本目標】
 - 安心して子どもを生み、楽しく子育てができるまちをつくる
 - 地域を支える産業の活力を高め、魅力ある雇用の場を創出する
 - 国際化への対応をさらに進めつつ、多様な地域との交流・連携を推進し、ともに発展する
 - 生涯にわたり住み続けたい安心と活力のあるまちをつくる

品川区配偶者暴力対策基本計画 改訂版